

ID: 85

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町障害児通園施設条例 第6条		
例規番号	昭和50年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (使用料)</p> <p>第6条 児童発達支援を受ける児童の保護者は、法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年9月29日